広がる支え合いの輪

みんなの家

熊本地震で住宅が半壊以上となり、居住する住宅がない菊陽町民のために建てられた光の森仮設団地。居住者が集い、親睦を深める「みんなの家」では、支え合いの輪が広がっています。

1 資生堂ジャパン㈱の講師から指導を受けた尚絅大学学生によるハンドマッサージやネイルケア、メイクアップで心温まる触れ合いが行われました　2 蒲島郁夫県知事と意見交換　3 人型ロボット「ペッパー」とあいさつする居住者。光の森仮設団地はペッパー社会貢献プログラムに参加しています　4 みんなの家「ふれあいの場」で防災スリッパづくりを体験　5 住民同士で声を掛け合い温かな交流が生まれています

居住者のコメント

現状や不安なこと、みんなの家はどういう存在かなどをお聞きしました。

- 以前は地震前に住んでいた家の近くに行くのも怖かったです。やっと生活も落ち着いてきて行けるようになりました。
- 地域はバラバラだけれど、まとまっているし、みんなで声を掛け合っています。おしゃべりするのが楽しいです。夜中に地震が起きたときも「大丈夫ね」と声を掛け合いました。
- 仮設団地に入居したころは、知り合いもおらず、心細く、不安で不安で仕方がなかったです。週2回みんなの家で行われる「ふれあいの場」に参加することで、いっときの時間ですが、不安を忘れることができます。
- 今では少しですが仲間もでき、気軽に話せて、みんなの家での時間はとても楽しいです。地域支え合いセンターのスタッフには、支援してくれて感謝しています。おかげで復興に向けて気持ちを切り替えていくことができそうです。
- これからの住宅再建が心配です。復興住宅を検討していますが資金面も不安です。
- 仮設住宅を作っていただいて感謝しています。これからも復興に向けて頑張っていただきたいです。

交流で元気に

みんなの家では、地域支え合いセンターによるサロンやボランティアによるイベントなど盛りだくさん。2月12日には尚絅大学の学生6人によるメイクアップやハンドマッサージが行われました。体験した岡本利子（おかもととしこ）さんは「来て良かった。体と心が元気になって気持ちも若返りました」と喜びました。2月17日には蒲島郁夫（かばしまいくお）県知事が訪れ、居住者と意見交換。知事は「町と連携しながら皆さんを支援していく」と激励しました。3月14日にはソフトバンクグループ㈱から人型ロボット「ペッパー」がみんなの家に貸し出され、居住者と交流しています。

復興にはまだまだ時間が必要
今後も個人個人の状況に合わせて支援していきたい

地域支え合いセンターの職員に仕事内容や現状を聞きました。

熊本地震で被災した町民を支援するため、平成28年10月に地域支え合いセンターが立ち上がりました。地域支え合いセンターとは、被災生活を送っている住民の皆さんの孤立を防ぐために、生活相談支援員と健康相談巡回員による各種相談や集会所を活用した各種イベント、交流の場づくりを推進するセンターです。菊陽町では社会福祉協議会が運営しています。

当初は、半壊以上の被害を受けた被災者へ生活用品を配布しながら、皆さんのお話を聴くことから始めました。また、孤立防止のためにみんなの家で仮設団地居住者を対象としたサロン「ふれあいの場」を10月25日に開始しました。これらの活動の中で、状況や心境には個人差があり、復興にはまだまだ時間がかかることに気付かされました。

私たちセンター職員は、今後も生活支援やさまざまな相談を通して、個人個人の状況に合わせた被災者主体の生活再建を支援していきます。お気軽にご相談ください。

Interview

（左上から）村上貞夫さん、立花訓子さん、岡崎香織さん、萩野政信さん　（左下から）後村文子さん、島村洋子さん、谷口邦子さん、荒木禎子さん

お立ち寄りください「きくよーてらす」オープン

他市町村から町内のみなし仮設に入居している人や、地震の被害に遭った全ての町民が利用できる談話コーナーを設けます。「ちょっとひと休み」「お友達とおしゃべり」「誰かに話を聞いてほしい」など、気軽にお立ち寄りください。

■日時　4月10日㈪以降　午前10時～午後3時
（月～金曜日。祝日を除く）

■場所　老人福祉センター　ロビー

問 菊陽町地域支え合いセンター　☎(284)1906

平成28年熊本地震　来年3月末まで
一部損壊世帯へ義援金を支給しています

一部損壊世帯で、修理費用が10万円以上の世帯に対して義援金を支給しています。受付は平成30年3月末までの予定です。修理がお済みの世帯は申請をお願いします。

10万円以上の修理費用を負担した世帯へ

■申請期限　平成30年3月末（予定）

■申請場所　中央公民館（菊陽町役場前）

■必要書類

り災証明書、通帳、印鑑、修理箇所が分かる書類（工事内訳書、明細書、見積書、写真など）、領収書、申請に来られる人の本人確認書類（運転免許証など）

■対象となる工事箇所（例）

- 屋根、柱、外壁、基礎など
- ドア、窓などの開口部（ガラス、鍵の交換も含む）
- 上下水道、電気、ガスなどの配管・配線、換気扇など
- 便器、浴槽、給湯設備など
- 内装（間仕切り壁、壁紙、ふすま、畳など）

※内装は県義援金の支給対象となりません。

■対象とならない工事箇所（例）

- 外構（門、車庫、カーポート、塀など）
- 家電製品

■支給対象修理費用

支給対象修理費用		県義援金	町義援金
100万円以上	内装を含まない場合	10万円	1万円
	内装を含む場合	－	5万円
50万円以上100万円未満		－	5万円
30万円以上50万円未満		－	3万円
10万円以上30万円未満		－	1万円

■問い合わせ

菊陽町義援金対策室（福祉課）

専用電話　☎080(8594)4417